

『古事記』研究ノート

一 大国主神系譜の描く世界

高 橋 憲 子

1. はじめに

「右の件の、八島士奴美神より以下、遠津山岬帶神より以前は、十七世の神と称ふ。」

（『古事記』大国主神の系譜段）※添付参照

大国主神系譜の末尾に記された右の一文は須佐之男命と櫛名田比売との子、八島士奴美神から大国主神の誕生という須佐之男命の系譜記事を経て、その後、大国主神と鳥取神の子、鳥鳴海神から遠津山岬多良斯神まで九代の大國主神の系譜について記す。以前より、十五世であるはずだが、十七世とあるのが不審と指摘がある。⁽¹⁾

実際は、須佐之男命系譜から大國主神系譜に至るまでの間に、大穴牟遲神から始まる大国主神の成長譚ともいべき幾多の逸話や神語歌が挿入されていて分割されているのだが、上記のような注が記されていることから、元は一つに纏められていたのではないかと考えられる。⁽²⁾ この二つの系譜中、須佐之男命系譜には、八島士奴美神^{宇摩の御子}が『日本書紀』（神代第八段一書第二）に清之湯^{やまとゆ}山^{やま}の主として登場し、また、淤美豆奴神^{おみづぬ}が『出雲國風土記』の八束水臣津野命（総記・意

宇郡・嶋根郡・出雲郡）と同神であろうと認められるが、その他の神々や、特に大国主神系譜の神々はすべて物語中には登場せず、実際に民衆に信仰されていた神という痕跡が認められない。菅野雅雄氏も、「系譜中に記載された神々は、各地に、民俗的に信仰されていた神の姿からはほど遠く、その名義も神格も、編述者の意図によつて二転三転させられて系譜に組み込まれたもの」と考えられ、再言すれば、「高度に政治的に体系化されたものといえよう」⁽³⁾と述べ、その典型として天照大御神を祖とする皇室神系があるのは当然のことと説く。

一連の系譜のうちの前半部に当たる須佐之男命系譜で重要な点は、須佐之男命の正統な血筋を受け継いだ大國主神の誕生にあるだろう。高天原において乱行を働いた須佐之男命は鬚や爪を切られ、浄化されて出雲世界へ降り、出雲世界を高天原の秩序世界へと王化する存在となる。その須佐之男命⁽⁶⁾から「葦原中國」を統治する支配者であることを示す「大國主神」の名を頂いた彼の使命は国を作ること、つまり国土の完成である。本稿では、その国土の完成を目指し、大國主神の靈力を受け継ぐ神たちが国土の開発に従事する有様を当該

系譜によつて表わしていると捉えてみる。

さて、当該系譜には二つの特徴が見られる。まず、系譜を継ぐ神名の語尾に「ミ」をもつ神が列挙されていることと、名前に仮名表記の神と訓字表記の神が混在することである。その点をまず手がかりに『古事記』の考える国土開発の輪郭を辿つてみたい。

2. 大国主神系譜の特徴

「八嶋」は多くの島、「牟遲（ムチ、ムヂ）」は貴い存在を意味する。八嶋牟遲能神（多くの島の神）を祖神とし、「葦原中国」を領有支配する大国主神の系譜中の神々が国土の開發に深い関わりを持つことは考えられるであろう。前章でも述べたように、その系譜は、神名の語尾に「ミ」をもつ神が列挙される。

鳥鳴海神、國忍波神、速龜之多気佐波夜ぬみ神、（＊淤加美神）、多比理岐志麻流美神、（＊比比羅木之其花麻豆美神）、美呂浪神、布忍富鳥鳴海神、天日腹大科度美神

※（＊）で記した神は祖神。

古代の日本人は、カミの外に、チ、ヒ、ミあるいはタマといった神靈あるいは精靈という観念を持ち、また、祟りをするモノの存在を信じたと言われている。さらに、溝口睦子氏は、記紀などの神名につく称号「神」は、それ以前の様々な神靈觀を統合するために採用された新しい観念であるとし、「神」を取り除いた神名の語尾にもとづいて神の靈格を抽出し（チ、ミ、ネ、ノ、ヒコ・ヒメ・ヲ・ヌ、ヒ、ヌシ、タマ、モチ等）、神々を再分類する。⁽⁸⁾『古事記注釈』は、「これも特別の意味はなさうだ。トリナルミ以下、クニオシトミ、ハヤミカノタケサハヤヂヌミ、オカミ、タヒリキシマルミ、ヒヒラ

ギノソノハナマヅミ、そしてミロナミ、さらに下のヌノオシトミトリナルミ、アメノヒバラオホシナドミ等、靈を意味するミという音に興がつて神々の名が次々と並べられている風情である。そのミがすべて甲類のミである点からも、そういえる。⁽⁹⁾と単に音韻の遊びと捉えているようであるが、果してそうした理解で良いかどうか。

ミとは、「ヤマツミ（山祇）、ワタツミ（海神）、オカミ（靈神）」のミで、山や海、雨水を支配する靈格の一⁽¹⁰⁾つであり、接頭語のミはみ山・み空など、「はじめは高い所・天・天にます神の意」と考えられ、それが神聖な・神の子孫・天皇などまで表わすに至つた⁽¹¹⁾と言われる。大野晋氏はチ、ヒ、ミの靈格の特性として「一章節の語で、他の語と複合することによって存在しているところからも推察されるように、極めて原始的な素朴な靈格の一⁽¹²⁾つで、その使用される範囲も限られており、『古事記』や『日本書紀』に見られるかぎり古代社会で占めている役割も、いわば脇役の位置にあるといえる。」⁽¹³⁾と言及する。また、「ミ」が組み込まれている語として「網、うつせみ、うつそみ、海、大君、形見、上、君、波、鏡、命、宮、都、み空、水門、涙、山祇、海神、峯、……」（同上（注10）、一〇四頁）を上げる。尊称としての接頭語は別にして、海、山、水との関わりが強い神靈と言えるであろう。

大国主神系譜の神々のミは「美」の文字によつて記されるが、その「美ミ」は何を意味しているのか。その他、訓字表記された神名の「海」「富」「浪」の文字中に組み込まれたミに特別の意味はあるのか。小松英雄氏は『古事記』の神名を訓字表記する利点は、その意味を直接に示しうる点にあり、仮名表記の場合には、誤読の可能性を排除する代わりに、すべての解釈を読み手の理解力にゆだねること

ことになると述べる。⁽¹⁴⁾

『古事記』における系譜記事は登場する神（人）の出自や、歴代天皇・氏族等に関する歴史の時間軸を記録する役割を担っている。そこに『古事記』編纂者の意図が組み込まれるのは当然であるが、当該大国主神系譜の神々は特に、実際に存在した神々の名を記したというよりは、表記上に編纂者のさらなる操作の形跡が窺える。つまり、編纂者が系譜の神名に訓字表記と仮名表記を混在させることによって読者に伝えたかったことは何なのか。次章ではまず、仮名表記された神靈「ミ」について考察する。

3. 「ミ」の仮名表記

『古事記』で用いられる「ミ」は、神名ばかりでなく、歌謡、散文中に見られる仮名表記としても「美」が圧倒的に多く、『古事記』編纂者が仮名表記として「美」を選択した可能性は高い。その理由の一端にもなろうが、大野透氏は、古くから多用されてきた「弥」に比べると、「美」は比較的新しい中間層の仮名で、ミ甲の仮名として技巧的表記に次第に多用されるようになり、遂には弥よりは親しみやすい好字であるために、常用仮名として弥を圧倒するようになったと述べる。⁽¹⁵⁾

『古事記』では甲類ミの仮名表記は弥・美・三・御・見、乙類ミは味・微⁽¹⁶⁾が見られるが、名にミを持つ神・人の表記は甲類ミに限られる。「ミ」は地名、また人代には地名を負った氏族の祖の名には比較的多く見られるが、神名には見られない。「御」は神靈というよりは「天御中主神」「天照大御神」また「御魂」など尊称として神代では約十数柱ほどの神に、人代では一人の天皇名（御真津日子

河惠志泥命・御真木入日子印恵命）などに接頭語として用いられている。「弥」は「弥都」「弥豆」（弥都波能売神、弥豆麻岐神）で「水」の仮名として用いられている。

「見」と表記される神の代表は大山津見神・綿津見大神が挙げられる。溝口氏は皇室系譜の神名に含まれるミが日子穂々手見命・日子玉手見命（綏靖記）のように「見」と表記されることに着目して、皇室系譜の中に存在するミが出雲系のミや氏族の祖として記されているミとは異質な意識的なものが感じられると論じる。⁽¹⁹⁾しかし、須佐之男命系譜の祖神である大山津見神を皇室系譜の祖神という枠組みに入れることは無理があり、また、正鹿山津見神など山津見系の八神・綿津見大神系の残り三神についても辻褄が合わない。

こうした点に対し、島田信一郎氏は山津見系八神をも含め、「元来は単なる「山の神」を意味する呼称であつたものを、『古事記』は大山津見神という固有の神格として人格神化し、系譜や神話の中に現われる『古事記』の神話世界固有の神々の中の一柱として用いている」（三五頁）と解釈する。そして、『古事記』は「山の神」という自然神と「国つ神」の系譜を結びつけることによって、国土の創造と国家の成立とを一つの軸の中に取り込んで説明した（四一頁）と述べる。つまり、大山津見神が皇室系譜に取り込まれているのではなく、『古事記』の主題とする世界の創造と「天つ神の御子」の統治の正当性を側面から支える存在として大山津見神があるのならば、その神格の重要性ゆえに皇室系譜を継ぐ皇子たちの名と同じ「見」の文字を用いると理解する。

『古事記』は一般的に一つの漢字について音仮名と訓字の両用を避ける傾向にあると言わわれているが、「美」は音仮名ばかりでなく、

訓字としても用いられている。しかし、川端善明氏も指摘するように

（同上二四二頁）、「美人」九例、「麗美」六例、「美麗」一例、そ

の他は地名、人名に若干という具合で、訓字としての用法が限定さ

るために音訓の識別は比較的容易な例となる。

〔美〕の表記を語尾にもつ神・人のうち、伊耶那美神（神世七代）、

沫那美神・頬那美神（〔神生み〕）は男女の対偶神として、また人代

では妹菅籠上由良度美（〔応神記〕）として名を記し、女性を表象し

ていると考えられる。その他は、神代⁽²²⁾では意富加牟豆美命（黄泉

の国）、須佐之男命系譜中の人嶋士奴美神、当該大国主神系譜の速

龜之多氣佐波夜遅奴美神、多比理岐しまるみ、天日腹大科度美

神の三神と、祖神としての淤加美神（闇淤加美神）、比比羅木之其

花麻豆美神が見える。また、神名語尾ではないが、淤美豆奴神（須

佐之男命系譜）、美呂浪神（大国主神系譜）、天知迦流美豆比壳（大年

神系譜）の名も見えている。

『古事記』神名中の「美」で女性の意に用いられる以外の「美」

に統一した意味を持つ形跡は認められない。しかし、当該大国主神

系譜の神名語尾の「美ミ」の列挙には何らかの意味があるようと思われる。これらの神名には名義未詳のものが多く、どう考えても、

複数の神靈や何らかの意味を持つ語を継ぎ足して作ったとしか思えない。古くからの土俗信仰の表象による命名（古典集成『古事記』

七二頁）という説もあるが、そうであったとしても、語尾に「美ミ」

を統一的に据えた時点で、『古事記』編纂者によって意図的に操作

された神名となる。確かに、大国主神自身、「地方の神話にはもど

もと存在せず、大和王権の神話体系の中で創作された神格であると

言える⁽²³⁾」と言われる存在であり、当該系譜神名に人為的因素が認め

られるのも当然とも言える。

再び、当該系譜を眺めて行くと、次のような祖神の名が目に入る。

八鳴牟遲能神・天之甕主神・淤加美神・比比羅木之其花麻豆美神・

敷山主神・天狹霧神と、天之甕主神を除くすべてが国土や自然を表象する神名である。こうした祖神が創成した国土を大国主神系譜の神たちは開拓する。国土の開拓に必要な資源は水であり、それは淤

加美神が支配する領域のものである。

淤加美神は伊耶那岐命が迦具土神を斬った時に成った神の「闇淤加美神」と同神と言われる。クラは峡谷、オカミは水を掌る神の意。

当該神は須佐之男命系譜から祖神として存在し、ここでも、日河比

壳、深淵之水夜礼花神、淤美豆奴神と水に因んだ神名が続き、大国

主神系譜へ連携する様が見てとれる。皇室系譜の「見」が自然神の

力を受け継いだ特別な意味を持つならば、当該系譜の神々の「美」

も自然の威力を包括したオカミ（水の神）の靈力を受け継ぐものを受

示していると考えてよいのではないか。

池や堤が『万葉集』に多く詠まれ、また稻作のための大規模な治

水事業が営まれたことは記紀の記事から窺い知ることができる。そ

うした治水事業に携わった人々の業績を神代の出来事として描いた

ものが当該系譜なのではないか。系譜上の神々は水の神の靈力を受

け継ぎ、最大限の力を發揮する。

さて、「美ミ」表記の神々に加え、当該大国主神系譜の神には他

の訓字文字の中にミが組み込まれている神名があることに特徴があ

る。次章では、訓字表記の神の役割及び治水事業の「今」と系譜の

「神代」の関係について考察する。

4. 「ミ」が訓字表記される神名

『古事記』⁽²⁵⁾が理解しやすい文章を作るという目的において訓字表記を選んだという原則は神名の場合も同じである。第2章で小松氏の見解を記したように、原則的には訓読できる神名が仮名表記の神名より、比較的解釈しやすいとされる。そして、そのことを熟知しているはずの編纂者が仮名表記の神名と訓字表記の神名とに分けて当該系譜を作成した理由を考えねばならない。

まず「鳥鳴海神」の名義について、『記伝』は「さて鳴海【借字】は成耳にて、称名なるべし。」と記すが、「鳥」「鳴」「海」という文字が表示されていることに意味があるのではないか。その三文字で国土の一風景が浮かびあがる。原本では「鳥鳴海神」に「訓^レ鳴^ミ云^{ハシマ}那留。」と「鳴」をナルと訓むように示した訓注が見えるので「鳴る海」と解釈する。「海ウミ」は「宇美、宇弥」で、「大水をたたえているところ」(時代別国語大辞典—上代編)「海」の項) ミは甲類。ミは古い神靈で、第2章で記したように一つの語の中にミが組み込まれている例が多く、これも「海」に取り込まれたミの形をとる。「鳥」は母神の「鳥取神」を引き継いだものであろうが、実景かとも思われる。「鳥が渡る、鳴り響く海をつかさどる神の意。」(新編全集『古事記』) という解釈で良いのではないか。

「鳥取神」は「鳥耳神」とする注釈書も多いが、真福寺本の字体では「鳥取」と記されているので、最近は「鳥取神」とする注釈書が増えているようである。『古事記注釈』は名義不詳とした上で、「耳」を「取」と記した本もあるが、その子がトリナルミであるから、ミミの方がよからう。」(第三巻、一六一頁)と記す。(＊兼永本・

前田本・曼殊院本・猪熊本・寛永版本・延佳本・訂正古訓古事記などが「耳」としている。)『記伝』も「鳥耳神」を取り、「鳥は地ノ名か。其由次に云へしミミは称名にて例多し。但シ女ノ名には、をさき見あたらず。めづらし。」とする。加えて、鳥取神とする説に関して地名かと記した後で、「此地名和名抄に国々に多く見ゆ、式に伊勢、國員弁ノ郡に鷺^{タカ}神社鳥取ノ山田神社鳥取ノ神社賀毛ノ神社もあり、然れども、鳥取と云ことは、人ノ代になりて、鳥を捕し事よりおこれる名と思はる。此事中卷垂仁ノ段に云べし、此の神ノ名にはいかが」と記す。本稿では、「ミ」の神靈を持つのは母神ではなく、系譜を繼ぐ神々の特徴があるので、「鳥取神」とする。「鳥取」は官長の「此地名和名抄に国々に多く見ゆ」が示すように、どこと特定する説ではないが、日本の地を示したものであろう。

次の「国忍富神」も「国」「忍」「富」の文字がその意味を如実に語る。大国主神の統べる国土と、「忍」は(中略)「押し」で「押しなべて」・「一体にして」の意である。従つてこの神名は、「国が押しなべて富んでゐる」といふ意であらう。(『古事記全註釈』)

「クニオシトミ」で、「富」の表記に重きを置いた表現である。当該神の場合の語尾はミという音を合せただけか。国土が富んでいる、豊作を予祝し、あるいは国土運営が順調に進んでいることを称揚する表現である。

「美呂浪神」は『記伝』に「和名抄に、上野ノ国佐位ノ郡美侖郷あり、浪ノ借字にて、那も美も、例の称「名なるべし。」とある。また、「那美(ナノ) + ミ」として「美呂の精靈」の意としても解釈できる。しかし、当該系譜上の神名としては「浪(波)」の意でよいであろう。「美呂」の意味はよくわからないが、池や堤の波立つ様

を瑞祥と捉えた神名と思われる。

「布忍富鳥鳴海神」は、「国忍富」と「鳥鳴海」とを合わせた名であるが、⁽²⁵⁾「布」の意味がよくわからない。名を繰り返すことにより、国土の開発が継続して順調に進んでいる様子を表象したものか。

大国主神系譜は確かに語尾に「ミ（美）」の付く神々が列挙される。それは皇室系譜の「ミ（見）」とは異質の水の神（オカミ）の靈格として設定されたものと推定した。理由として、当該系譜の神々の使命が農耕や治水事業に関わるものであるならば、水の神の靈力が絶対的に必要とされたと考えたからである。しかし、そうした靈的な世界に支えられる一方、その理念は国家の運営に適うものでなければならぬ。こうした国土の輪郭を明示するために、神名に「鳥」「鳴」「海」「國」「富」「浪」といった文字を用いることで、国土の繁栄・豊かさを表現することが必要であると編纂者たちは考えたのではないか。この場合、訓字に組み込まれたミは単に音韻を揃えただけの役割を果たす。

国家運営の主たる目的となる農耕を推進し、その土台となる治水事業が畿内中心に行われたことは記紀に記されている。以下の例からその実績を窺い知ることができる。

（古事記）より

① 又、是之御世、作依網池、亦、作輕之酒折池也。

（崇神記）

② 次、印色入日子命者、作血沼池、又、作狹山池、又、作

日下之高津池。又、坐鳥取之河上宮、令作横刀壹仟口。

（垂仁記）

③ 故、率一遊其御子之狀者、在於尾張之相津二俣根、作二俣小舟而、持上来以、浮倭之市師池・轄池、率一遊其御子。

（垂仁記）

④ 此之御世、定賜海部・山部・山守部・伊勢部也。亦、作劍池、亦、新羅人、參渡來。是以、建内宿禰命、引率、為渡

之堤池而、作百濟池。

（応神記）

⑤ 又、役秦人、作茨田堤及茨田三宅、又、作丸邇池・依網池、又、掘難波之堀江而、通海、又、掘小椅江、又、

定墨江之津。

（仁德記）

池・池溝などの治水事業については『日本書紀』により詳しい記述がある。

①の依網池の築造については崇神天皇六十二年十月条に、酒折池は崇神天皇六十二年十一月条にも記されている。⑤にも記される依網池は応神天皇御製歌（詠歌謡四番）に詠われるほど名が知られ、また、推古天皇十五年是歳条にも名が見えるので、数度の改修が行われたのではないかと言われる。②の血沼池は垂仁天皇三十一年九月条に茅渟池とあり、日本古典文学大系『日本書紀』頭注に「和泉志に珍努池在日根郡野々村（今、泉佐野市下五屋南付近）西。」とある。③の輕池、④の剣池は応神天皇十一年十月条に見える輕池・剣池と同所か。④では、新羅人が渡の堤池の築造に関わり、その池を百濟池と名づけたことを伝える。⑤に茨田堤・難波の堀江の築造に秦氏の労役が記されている。

また、こうした築堤工事がいかに困難な事業であったかを『日本書紀』仁德天皇十一年条は以下のように伝える。

冬十月、掘宮北之郊原、引南水以入西海。因以号其水曰堀江。又將防北河之澇、以築茨田堤。是時、有両處

之築而乃壞之難^レ塞。時天皇夢、有^レ神誨之曰、武藏人強頸・河内人茨田連衫子(衫子、此云^レ芭呂母能古)二人、以祭^ニ於河伯、必獲^レ塞。則覓二人而得之。因以、禱^ニ于河神。爰強頸泣悲之、沒^レ水而死。乃其堤成焉。唯衫子取全匏兩箇、臨于難^レ塞水。是以、衫子雖^レ不死、而其堤亦成也。是因衫子之幹、其身非^レ亡耳。故時人号^ニ其兩处曰^ニ強頸断間・衫子断間也。是歲、新羅人朝貢、則勞^ニ於是役。

(仁德天皇十一年条)

十一年十月、天皇は洪水や高潮から田や宅地を守るために、難波高津宮の北の野に水路を掘削させ、南の水を西の海(大阪湾)へ通じるようにし、堀江と名付けた。また、淀川の流路を固定する茨田堤を築造したが、その後、決壊して塞ぐことができなくなつた。そこで天皇の夢見により、武藏人強頸・河内人茨田連衫子を河の神に禱ることにした。強頸は泣き悲しんで、水に没して死んだが、その堤は成功した。対して、衫子は二つの匏の浮き沈みでその身を犠牲にするか否かのうけいをし、その結果、衫子は死なず、その堤も出来上がつた。時には、二箇所を強頸断間・衫子断間と名づけたという話である。この時、公役に従事した人を『古事記』では秦氏とするが、『日本書紀』の上の記述には新羅人の労役を記す。いずれにしても、こうした大事業には新しい技術が必要で、渡来系の人々の助力を求めたことが想像ができる。と同時に、事を成就するための神への祈り、祭祀は必至のこと、時に生贋のよくなとも行われたのであろう。

以上は天皇の指揮の下、三世紀～六世紀にかけて畿内を中心に多く行なわれたと言われる例であるが、もう少し小規模な築堤工事も思われる。逸話のある神がいないわけで、特に仮名表記の神名の解

地方によつて行われていた可能性はある。本稿では、大和王權の重要課題であつたと思われるこれら治水事業に従事する人々の祖型が当該大国主神系譜の神々であるのではないかと推測した。

都倉義孝氏は、古代王權の聖性の基盤は神代にあるという立場から、「神話的始原は王權の宇宙の「今」を照射する光源である。⁽³¹⁾」と述べ、語り⁽³²⁾によつて、「今」は神話的始原に立ち帰り、それと重ね合わされて、新たな聖なる宇宙として再生されると説く。人の代(今)の出来事はすべて神代のうつしであるという觀念が大和王權の宗教的超越性を保証するならば、まさに治水事業のような大事業は大国主神の国作りという始原の中に求められなければならない。水の神の力、祭祀による祈り、そして強い統率力による円滑な運営は大国主神の事績と一体でなければならないのである。

「国作り」とはまず(*キミ)二神の創造した素材としての大地を、文化を営む秩序ある地に作り変えることである。⁽³³⁾ といふ。それを具体的かつ端的に表現したもののが当該大国主神系譜だつたのではないか。⁽³⁴⁾ つまり、神名がその神の事績や機能を表わすとするならば、神名そのものがもつとも凝縮されたその神の神話であると言つてもよいであろう。神々の系譜は、神話としての神名を並べて時間軸の上に体系化したひとすじの神話文脈を形成していると考えることができる。

5. まとめ

大国主神系譜の神々は実際に民衆に信仰されていていたというより、恐らく『古事記』編纂者によつて操作された神々の系譜であろうと思われる。逸話のある神がいないわけで、特に仮名表記の神名の解

積はどちらどころがなく難しい。そこで、記述形式の特徴から当該系譜記事に込められた意図を推測する方法を試みた。まず、系譜を継ぐ神名の語尾に「ミ」をもつ神が列挙されていること、次に名前に仮名表記の神と訓字表記の神が混在することに注目した。

大国主神の使命は国作りであり、その国作りの最終段階は稻作とその土台となる治水事業であろうと考え、当該系譜はそれらの事業に従事した人々を神格化したものではないかと推定した。農耕や治水事業の資源となるものは水であり、仮名表記の神名に含まれる「ミ」は祖神「淤加美神」の「ミ」の靈力を引き継ぐ者の意。訓字表記の神名の表わすものは治水事業を推進・実現する国家運営の威容を語るものと解釈した。つまり、治水事業のような大事業は大国主神の国作りという始原の中に求められるべきで、大国主神系譜の事績に重ねられて初めて大和王権の宗教的超越性を保証するものとなる。

※ 本論文中、略称で用いた注釈書名は次の通りである。

・『記伝』—『古事記伝』（木居宣長全集）第九／第十一卷、一九六八年

七月／一九七四年三月、筑摩書房

・古典集成『古事記』—新潮日本古典集成『古事記』（西宮一民校注、一

九七九年六月、新潮社）

・新編全集『古事記』—新編日本古典文学全集『古事記』（校注・訳者

山口佳紀・神野志隆光、一九九七年六月、小学館）

注

(1) 阿遲鉢高日子根神と事代主神をそれぞれ一世と考え、この二世を加えて十七世としたのか、または大年神と宇迦之御魂神をそれぞれ一世と数えたか『古事記全註釈』第三卷、一九七六年六月、三二五頁）、

または、もと存在していた二世の神々の名が脱落した可能性（福島秋穂『紀記の神話伝説研究』二〇〇一年十月、一六四頁）等、様々な説があるが、明らかでない。

(2) 福島秋穂『紀記の神話伝説研究』二〇〇二年十月、一六〇頁、等、八頁。

(3) 『菅野雅雄著作集 第四巻 古事記論叢IV 構想』二〇〇四年七月、三

(4) 『古事記注釈』も、これらの系譜はオヤとコを縦に結ぶ男系の系譜であり、ホノニニギと神武天皇を結ぶ皇統系譜と酷似し、さらに、「高天の原から降ってきた神が山や水と縁ある國つ神の娘と結婚して子を生む点でも、両者は軌を一にする。」（第二卷、二〇〇五年六月、二四二頁）と記している。

(5) 松本直樹『古事記』の穀物起源神話について—『古事記』的展開の国作りへ—『国文学研究』一二六、一九九五年六月。

(6) 松本直樹氏は、「大国主神の国作りが高天原的事業であること、それはスサノヲを通すことによってのみ、整合的に説明することができる」と述べている（松本直樹『古事記神話論』二〇〇三年十月、二八二頁）。

(7) チは最も古い観念と言われ、ノヅチ（野十チ）、カグツチ（火十チ）、ククノチ（木十チ）などで自然界に存在した活力である。ヒはムスピ（産スヒ）、マガツヒ（禍十ヒ）のヒで、多くは日（太陽）の持つ力の神格化であるといわれている。ミとは、ヤマツミ（山十ミ）、ワタツミ（海十ミ）、オカミ（禍十ミ）のミで、山や海、雨水を支配する靈格の一つである。氏族の祖として人名にも含まれる。（大野晋『日本語をさかのぼる』一九七四年十一月／大野晋『日本人の神』二〇〇一年五月、等）

(8) 溝口睦子「記紀神話解釈の二つのこころみ（上・中の一・中の二・下）『文学』一九七三年十月 Vol. 41／一九七四年四月 Vol. 42。

(9) 西郷信綱『古事記注釈』第三卷、「美呂浪神」の項、二〇〇五年八月、一六三頁。

(10) 大野晋『日本語をさかのぼる』一九七四年、一九八八年四月、一九〇頁。

(11) 大野晋『日本人の神』二〇〇一年五月、一五六頁。

- (12) 大野氏前掲書（注10）一九〇頁。
- (13) ウツセミは現在普通には「現身」と解されている。しかし、「身」のミは乙類でウツセミのミは甲類mである。これは以下のようないばの変遷によるものである。「宇都志意美（ウツシオミ）（この世の人の姿をして、目に見えるもの）の意」→ウツソミ（この世の人「現世」「人間世界」の意）→ウツセミ（人間」「世間」の意、「世人」の枕詞）→無常なこの世に冠する枕詞になった（奈良末期「平安」）（日本古典文学大系『萬葉集』）補注（一三）の要約。「この説は、大野晋が『文学』昭和二十二年二月号に発表した」と記されている。
- (14) 小松氏は、訓字表記の場合を「表語的方式」「甲式」、仮名表記を「乙式」とする（小松英雄『国語史学基礎論』一九七三年、一九九四年十月、二三六～一八四頁）。
- (15) 大野透『萬葉仮名の研究』一九六二年九月、一八五頁。
- (16) 大野晋氏は、「神」のミは、未、微、味、尾の仮名（乙類）だが、「上」と言う語は、「加美」などと書いた例しかなく、甲類である。つまり、奈良時代には全く別の音であったと述べる（大野氏前掲書（注10）一〇七頁）。
- (17) 歌謡に「神」を意味する「迦微」六例、「加微」二例が見える。
- (18) 天照大御神の子に天之忍穗耳命がいるが、ミとミミについてでは、宣長も大野晋氏も同一語説である。「前津見」（応神記）「前津耳」、一云前津見（垂仁紀）のような例もあり、本稿も異論を唱えるものではないが、須佐之男命系譜中の「布帝耳命」のような例もあり、「耳」は単なる尊称と考えてよいように思われる。
- (19) 溝口氏前掲論文（上）（注8）
- (20) 島田伸一郎「大山津見神」「古事記の神々 上」古事記研究大系5—I、一九九八年六月。
- (21) 川端善明「萬葉仮名の成立と展開」『日本古代文化の探求』・「文字」一九七五年七月／尾崎知光『古事記考説』一九八九年六月、一五～二九頁／澤崎文『古代日本語における萬葉仮名表記の研究』一〇二〇年二月、一二九～一五一頁、等。
- (22) 人代では、神武天皇崩御後の反乱で知られる当芸志美美命（神武記）や出雲国造の祖・岐比佐都美（垂仁記）等の名が見える。
- (23) 松本直樹「大国主神」「歴史読本」一〇〇六年九月号。
- (24) 『日本書紀』第五段「書第六」の云に伊弉諾尊が軒遇突智を斬った時に「闇靈」が為ると記す。また、「書第七」では、「高靈」とある。
- (25) 魁井孝「古事記はよめるか—散文の部分における字訓およびいはゆる訓説の問題—」『古事記大成』第三卷、一九五七年十二月／山口佳紀『古事記の表記と訓説』一九九五年九月、一七九頁等。
- (26) 『古事記注釈』は「上の国忍富と鳥鳴海とを合わせた名。ただ、クニオシトミがヌノオシトミに變つたのは、右のアヲヌウマヌの影響であろう。」と述べ、『古事記全註釈』が「布」は「沼（ぬ）」の借字ではあるまいか。と述べる。
- (27) 谷口雅博氏は須佐之男命系譜から大国主神系譜について、「十七世まで続く子孫は、出雲に隠遁した「出雲大神」（垂仁記）の立場を継承していくものとして位置づけられている」と論じ、「布忍富鳥鳴海神」については「最初の子鳥鳴海神とその子國忍富神の名が後に布忍富鳥鳴海神という神名で繰り返されるのも、出雲大神の更新・継続的な要素と関わるのかも知れない」と述べる（谷口雅博『古事記』上巻・出雲系系譜記載の意義』『日本神話をひらく「古事記」編纂』三〇〇年に寄せて』第9回・フェリス女学院大学日本文学国際会議、二〇一三年三月）。
- (28) 『古事記』には見えないが、履中天皇（年十一月条に磐余池が築造されたことが記されている。磐余池は縦体天皇七年九月条に天皇の御歌に対する春日の皇女の返歌の中に、また、『萬葉集』では「大津皇子、死を被りし時に、磐余の池の堤にして涙を流して作らす歌一首」（三・四一六）にも詠われている。
- (29) 新編全集『古事記』や角川新版『古事記』（中村啓信訳注）等が、新羅人を率いて作った池が「新羅池」と呼ばれずに「百濟池」と呼ばれるのは問題であると指摘するが、確かに不審である。
- (30) 新編全集『古事記』に「堤に閑して新しい技術を伝來していたから微発したのである。」と注す。
- (31) 都倉義孝『古事記 古代王権の語りの仕組み』一九九五年八月、五七頁。

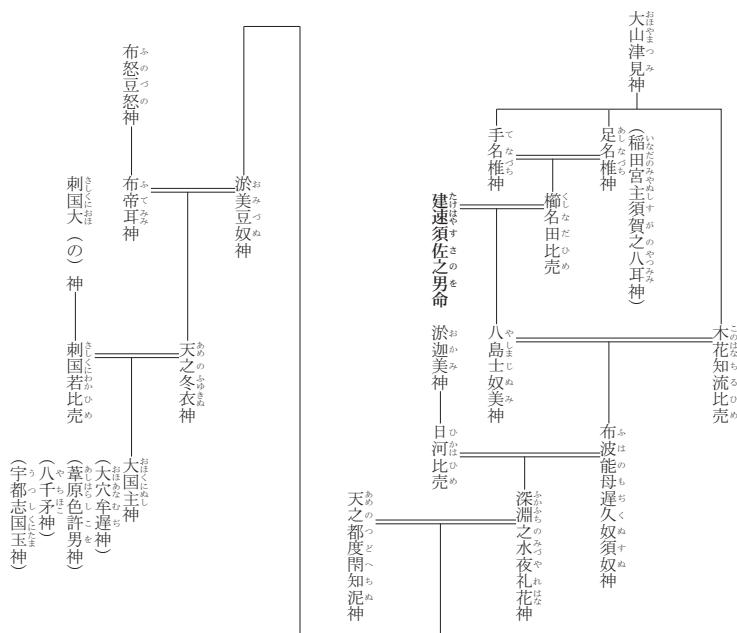
(32) 都倉氏は、『古事記』は語りであつた。と説く(前傾書(注31)、六頁)。この場合、系譜記事も「語り」の範疇に入れてよいと判断した。

(33) 都倉義孝氏前掲書(注31)三三頁。

大国主神の国作りに関しては、「始作レ国也」「大穴牟遲与少名毘古那二柱神相並作堅此國」。または、大物主神の言葉として「能治我前者、吾能共与相作成。」等の記述はあるが、具体的な国作りについての記述は見当たらない。

(たかはしのりこ)

【須佐之男命系譜】



【大国主神系譜】

